

指定文化財保存修理等補助金交付要綱

(昭和 60 年 10 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の指定文化財を保護するため、当該指定文化財の所有者又は保持者が行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱で「指定文化財」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 市指定文化財 川崎市文化財保護条例（昭和 34 年川崎市条例第 24 号）で指定された文化財
- (2) 県指定文化財 神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年神奈川県条例第 13 号）で指定された文化財
- (3) 国指定文化財 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）で指定された文化財
(補助対象経費)

第 3 条 この要綱で「補助対象経費」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 保存修理等に要する直接的な経費
- (2) 保存修理等に伴う記録作成及び報告書作成に要する経費
- (3) 無形民俗文化財（重要習俗技芸を含む。）の伝承等に要する経費
- (4) その他補助事業のために、特に必要と認める経費

(補助率等)

第 4 条 補助率等は、予算の範囲内で次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市指定文化財 補助対象経費の 2 分の 1 以内
- (2) 県指定文化財 県費補助対象経費から県費補助額を控除した額の 2 分の 1 以内
- (3) 国指定文化財 国庫補助対象経費から国庫補助額と県費補助額との合計額を控除した額の 2 分の 1 以内

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(交付決定の通知)

第 5 条 経費補助申請書の提出があった場合は、書類等を審査のうえ交付すべきものと認めるときは、指定文化財保存修理等補助金交付決定通知書（第 1 号様式または第 1 号の 2 様式）により通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第 6 条 補助金の交付決定後、補助事業の内容を変更し、又は中止若しくは廃止しようとする場合は、指定文化財保存修理等補助事業変更（中止・廃止）申請書（第 2 号様式）

をあらかじめ川崎市教育委員会に提出し、承認等を受けなければならない。

2 前項の申請により補助金の額に変更が生じた場合は、指定文化財保存修理等補助金交付決定変更通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第7条 補助金の交付を請けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を完了したとき（中止を含む。）は、指定文化財保存修理等補助事業実績報告書（第4号様式）を補助事業の完了後、速やかに提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第8条 前条の報告を受けたときは、書類等の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が、補助金の交付内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、指定文化財保存修理等補助金額確定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付の時期）

第9条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業の円滑な施行のために必要な場合は、第5条の規定による交付の決定後、概算払いにより交付することができる。

3 前条の規定による補助金の額の確定時において、前項の規定により既に確定額を超える補助金が概算払いで交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

（交付決定の取り消し）

第10条 補助事業者が、補助金の交付の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、前条の規定に基づく補助金の額の確定後においても適用するものとする。

（補助金の経理）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を備えるとともに、その収入及び支出に係る証拠書類を整備して、補助事業の完了した月の属する年度の終了後、5年間保存しておかななければならない。

（委任）

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式

川崎市教育委員会指令文第 号

住 所
団 体 名
代表者名

年 月 日付で申請のあった 事業に係る補助金につ
いては、次の条件をつけて 円を交付します。

年 月 日

川崎市長

- 1 補助金を他の経費に流用しないこと。
- 2 補助事業の内容を変更し、又は中止若しくは廃止しようとする場合は、指定文化財保存修理等補助事業変更（中止・廃止）申請書（第2号様式）により、あらかじめ教育委員会の承認等を受けてください。
- 3 補助事業終了後は、速やかに指定文化財保存修理等補助事業実績報告書（第4号様式）を提出してください。
- 4 補助事業者が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがあります。
 - (1) 不正の手段で補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 事業施行の方法が適当でなかったとき。
 - (3) 指定文化財を有償にて譲渡し、又は住所を市外に移したとき。
 - (4) 補助金の額の確定時において、既に確定額を超える補助金が概算払いで交付されているとき。
 - (5) 過払い金が生じたとき。
 - (6) その他文化財の管理・保護等が適当でないと認めたとき。

第1号の2様式

川崎市教育委員会指令文第 号

住 所
団 体 名
代表者名

年 月 日付けで申請のあった 事業に係る補助金に
ついては、当初 円を限度として、概算払いにて次の条件をつけて交付します。

年 月 日

川崎市長

- 1 補助金を他の経費に流用しないこと。
- 2 補助事業の内容を変更し、又は中止若しくは廃止しようとする場合は、指定文化財保存修理等補助事業変更（中止・廃止）申請書（第2号様式）により、あらかじめ教育委員会の承認等を受けてください。
- 3 補助事業終了後は、速やかに指定文化財保存修理等補助事業実績報告書（第4号様式）を提出してください。
- 4 補助事業者が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがあります。
 - (1) 不正の手段で補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 事業施行の方法が適当でなかったとき。
 - (3) 指定文化財を有償にて譲渡し、又は住所を市外に移したとき。
 - (4) 補助金の額の確定時において、既に確定額を超える補助金が概算払いで交付されているとき。
 - (5) 過払い金が生じたとき。
 - (6) その他文化財の管理・保護等が適当でないと認めたとき。

第2号様式

指定文化財保存修理等補助事業変更（中止・廃止）申請書

年 月 日

川崎市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

年 月 日付け川崎市教育委員会指令文第 号で補助金の交付決定を受けました事業を変更（中止・廃止）したいので関係書類を添えて申請します。

補 助 事 業 名	
変 更 中 止 の 理 由 廃 止	
変 更 の 内 容	
変更後の補助対象経費	

添付書類 変更後の事業計画書・設計書・予算書及びその他参考となる書類

第3号様式

川崎市教育委員会指令文第 号

住 所

団 体 名

代表者名

年 月 日付けで変更申請のあった 事業に係る補助金
については、次の条件をつけて 円を交付します。

年 月 日

川崎市長

- 1 補助事業の実施にあたっては、年 月 日付け川崎市教育委員会指令文第 号で付した条件を遵守してください。

第4号様式

指定文化財保存修理等補助事業実績報告書

年 月 日

川崎市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

年 月 日付けで補助金の交付を受けました補助事業が完了しましたので、
関係書類を添えて報告いたします。

補 助 事 業 名	
補 助 事 業 の 施 行 者	(住所) (電話) (名称) (代表者名)
補 助 事 業 の 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
補助事業の概要	
補助事業の決算額	(収入) (支出)
補 助 金 の 額	(市) (県) (国)

添付書類 事業報告書・収支決算書・その他必要な書類

第5号様式

指定文化財保存修理等補助金額確定通知書

川教文第 号
年 月 日

様

川崎市長

年 月 日付けで実績報告のあった 事業については、
補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認め、交付すべき補助金
の額を次のとおり確定したので通知します。

金 円